

○学校法人東海大学公益通報等に関する規程

(制定 2007年12月 1 日)

改訂	2009年 4 月 1 日	2013年 4 月 1 日
	2015年 4 月 1 日	2018年 4 月 1 日
	2020年 4 月 1 日	2021年 4 月 1 日
	2023年 4 月 1 日	2025年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東海大学(以下「この法人」という。)の業務に関し、法令、この法人の寄附行為若しくは諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為及び医療法施行規則に基づく医療安全管理の適正な実施に疑義が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合(以下「法令等違反行為」という。)において、その早期発見及び是正を図るための体制を整備し、もってこの法人の遵法精神の向上を図り、健全な発展に資することを目的とする。

(窓口)

第2条 この法人は、法令等違反行為に関する通報(以下「公益通報」という。)及び公益通報に関する相談(以下「公益相談」という。)に応じるため、監査室に窓口を設置する。

2 公益通報及び公益相談(以下、併せて「公益通報等」という。)をできる者は、次の各号に掲げる者(以下「通報者」という。)とする。

(1) この法人の役員

(2) この法人の教職員(学校法人東海大学教職員任用規程第2条、第8条及び第20条に定める者)、この法人の指揮命令下にある派遣職員及びこの法人と第三者との間の契約に基づいてこの法人においてその業務を遂行する労働者(以下「教職員等」という。)

(3) 公益通報の日前1年以内に前号の地位を終了した教職員等

(従事者)

第3条 次の各号に掲げる者は、公益通報者保護法第11条第1項に定める公益通報対応業務従事者(以下「従事者」という。)とする。

(1) 監査室の管理監督職位にある者

(2) 公益通報等の業務を行い、かつ通報者を特定する事項を伝達される者として、理事長より指定された者

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電子メール、電話、書面又は面接の方法によって行うことができる。

2 通報者は、公益通報等を行う場合において、当該通報者本人を特定する情報を秘匿することができる。

(禁止事項)

第5条 通報者は、虚偽及び不正の利益を得る目的、この法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第6条 監査室は、公益通報等を受けた場合は、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 第2条第1項に定める窓口以外に公益通報等がなされた場合、当該公益通報等を受けた者は、速やかに、監査室へ連絡しなければならない。

(受付の報告)

第7条 監査室長は、公益通報を受けたときは、その旨及びその内容（ただし、通報者本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を理事長に報告しなければならない。

- 2 監査室長は、公益通報の内容に理事の関与が含まれている場合は、監事に報告しなければならない。

(調査の開始)

第8条 監査室長は、公益通報を受けた場合は、遅滞なく、その調査を開始しなければならない。ただし、公益通報として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

- 2 監査室長は、前項の定めにより調査を開始する場合は、当該通報者に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(調査の実施)

第9条 従事者は、公益通報として通報された事実について、必要に応じて外部の専門家の協力を得ながら、書類調査、実地調査、関係者からの報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 前項の調査に当たり、調査対象者及び関係者は、正当な理由がある場合を除いて、調査に応じなければならない。

(遵守事項)

第10条 従事者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象者及びその者が所属する組織の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平かつ公正な態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 公益通報等を行った通報者本人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
- (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと。

- 2 従事者は、その職務を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(調査の報告等)

第11条 監査室長は、調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、公益通報として通報された事実の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 3 監査室長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る公益通報を行った通報者に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 この法人は、通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が不正の目的をもって公益通報等を行った場合には、この限りではない。

- 2 役員及び教職員等は、通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 3 この法人は、公益通報等への対応後も含め、通報者に対する不利益な取扱いが確認された場合は、救済又は回復等、適切な是正措置を講ずる。

付 則

この規程は、2007年12月1日から施行する。

付 則 (2023年4月1日)

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する
- 2 本規程改訂に伴い、「東海大学医学部附属病院内部通報等に関する規程」(2020年4月1日制定)を廃止し、医療法施行規則に基づく、医療安全管理の適正な実施に疑義が生じた場合等の通報・相談を「本規程」に定めるものである。

付 則 (2025年4月1日)

この規程は、2025年4月1日から施行する。